

尾 花 沢 市 長 殿

尾花沢市監査委員 丹 川 弘 行  
尾花沢市監査委員 小 関 英 子

### 財政援助団体等の監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査をを尾花沢市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

#### 記

1. 監 査 の 対 象      NPO 法人 尾花沢総合スポーツクラブ
2. 監 査 期 日      令和6年11月5日（火）
3. 監 査 執 行 者      尾花沢市監査委員 丹 川 弘 行  
尾花沢市監査委員 小 関 英 子
4. 監 査 の 範 囲      令和5年度の指定管理に係る出納並びに関連事務の執行状況
5. 監査の着眼点  
及び実施内容      監査対象の財政援助団体及び所管課が令和5年度に実施した財政援助にかかる会計事務その他の事務執行が当該財政援助の目的に沿って行われているかを監査するため、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、当該法人の役職員から説明を聴取するとともに、指定管理及び市補助金に係る収支の会計処理は適正に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿、証書類の監査を実施した。
6. 監 査 の 結 果      別添のとおり、一部に指摘事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添) 監査の結果【指摘事項】

尾花沢市運動公園指定管理について

NPO 法人 尾花沢総合スポーツクラブ

- ① 基本協定第7条に定められている「翌年度の事業計画」が提出されていない。
- ② 事業報告書に法人全体の決算書が添付されている。指定管理料の決算内訳を添付されたい。
- ③ 仕様書にもあるように、緊急時、災害時、防犯及び防災対策について、対応マニュアルを作成し、年一回以上訓練を行い、職員に徹底すること。
- ④ 全般的に決裁年月日の記入がされていない。
- ⑤ 請求書の日付を記入せず請求しているものがある。
- ⑥ 野球場への西側の階段を上ったところにある看板について、損傷が激しく書いてあるものが全く分からない状況である。適正に管理し、利用者への連絡事項等有効に活用されたい。
- ⑦ 令和5年度収支決算書中文言の誤りあり。
- ⑧ 処務規程による体制を早急に整備されたい。

社会教育課

- ⑨ 施設使用料の支払いについて、毎週月曜日に現金を社会教育課に持っていくようであるが、その際に領収証書は発行されず、後日社会教育課長宛ての納入通知書(写)を受け取る形となっている。事前に納付書を発行してもらい直接金融機関に納付するか、社会教育課の分任出納員の領収証書を受領されるべきである。
- ⑩ 指定管理料の支払いについて、年度協定書では4月、7月、10月、1月と定められているが、4月、10月の支払いが遅れている。
- ⑪ 仕様書の文言に誤りあり。

## 指定管理料の令和5年度支出状況

- 1, 監査対象団体名 NPO 法人 尾花沢総合スポーツクラブ
- 2, 財政援助の状況

### (1) 指定管理料

施設名称	支出額	支払日	指定管理者制度の導入効果等
尾花沢市総合運動公園	34,310,000 円 (8,577,500 円*4回)	R5. 5. 11 R5. 7. 6 R5. 11. 16 R6. 1. 18	指定管理者は、総合型地域スポーツクラブとして県から公認を受けており、専門的な見地からスポーツ施設の管理運営を行い利用者の利便性向上と地域スポーツの振興を図った。利用者数は前年度を上回っており、特に、SNS(LINE、Instagram)を活用したスポーツ教室・イベント等の広報周知に努め、地域住民の健康づくりを推進している。

以上